○佐久市・北佐久郡環境施設組合議会処務規程

平成26年11月４日議会訓令第１号

（趣旨）

第１条　この規程は、佐久市・北佐久郡環境施設組合議会（以下「組合議会」という。）の事務処理等について必要な事項を定めるものとする。

（職の設置）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条第４項の規定により、組合議会に書記長及び書記を置く。

（書記の職務）

第３条　書記長は議長の命を受け、書記は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。

（公印）

第４条　公印の名称、ひな型、寸法、使用区分、保管者及び個数は、別表のとおりとする。

２　公印の作成・改刻又は廃止は、議長の承認を得て、書記長がこれを行うものとする。

３　公印の保管者は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、直ちに議長に届け出なければならない。

４　この規程に定めるもののほか、公印に関し必要な事項は、佐久市・北佐久郡環境施設組合公印規則（平成26年佐久市・北佐久郡環境施設組合規則第４号）の例による。

（その他）

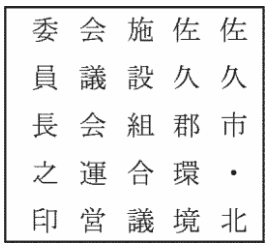
第５条　この規程に定めるもののほか、組合議会に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、訓令の日から施行する。

別表（第４条関係）

公印の名称	ひな型	寸法（方ミリメートル）	使用区分	保管者	個数
佐久市・北佐久郡環境施設組合議会印	佐久市・北佐久郡環境施設組合議会之印	24	議会名をもってする文書	書記長	1
佐久市・北佐久郡環境施設組合議会議長印	佐久市・北佐久郡環境施設組合議長之印	21	議長名をもってする文書	書記長	1

佐久市・北佐久郡環境施設組合議会議会運営委員長印		21	議会運営委員長名をもってする文書	書記長	1